

3/15
まで

確定申告 受付しています

- ◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
- ◆所得税の内容等は
札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

◎確定申告に関する詳細は、広報とうべつ 2月号 p.12～p.13に掲載しています。

令和3年分確定申告および住民税申告の受付を行っています。申告される方は右記の受付日と会場をご確認のうえ、お越してください。都合が悪い方は、別日に申告することも可能です。

■新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・申告会場の外の役場庁舎内（廊下等）で待つことはできません。
- ・受付が混雑した場合は、会場入口で整理券を発行することがあります。
- ・役場庁舎入口で検温および手指消毒にご協力ください。
- ・せき・発熱（37.5度以上）などの症状がある方や体調がすぐれない方は申告日を変更するなど、ご協力ください。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・申告会場の混雑状況をホームページの「新着情報」に掲載しています。



申告会場混雑状況

月日	行政区		会場
	9時30分～11時45分	13時～16時	
3/1 火	太美北	太美東・太美西	西当別 コミセン
2 水	太美南	獅子内・太美スターライト	
3 木	スウェーデンヒルズ	太美中央	
4 金	当別太・高岡	太美寿	
7 月	川下右岸・川下左岸・対雁		役場 大会議室
8 火	北栄町		
9 水	緑町・東町		
10 木	茂平沢・弁華別		
11 金	中小屋・東裏		
14 月	若葉・弥生		
15 火	春日町・みどり野		

※3月1日～4日の申告会場は、西当別コミュニティセンターとなっています。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

■昨年からの変更点など

- ◆午前中の受付時間が9時30分～11時45分に変更となりました。
- ◆受付時間内であっても、当日の申告受付予定数に達した時点で受付を終了します。
- ◆受付時に「利用者識別番号」^{*}を発行します。

税務署への確定申告書の引継ぎ方法が、今年度より電子データ送信に変更となったことに伴い、受付時に「利用者識別番号」を発行します。利用者識別番号がないと、町主催の会場で確定申告の受付ができませんのでご注意ください。

※「利用者識別番号」とは…

- ・電子申告（e-Tax）を利用するために必要な16桁の番号です。
- ・税務署から発行された「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方、または「確定申告のお知らせ（はがき・封書）」に番号の記載がある方は申告の際にご持参ください。
- ・番号が不明な場合は再度取得できますが、以前に取得した番号は使用できなくなります。

◎北警察署からのお知らせ

■問合せ 北海道警察札幌方面北警察署
(☎ 011 - 727 - 0110)

平成7年（1995年）3月20日、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」が発生しました。オウム真理教は現在も麻原彰晃こと松本智津夫への信仰を強調する主流派「Aleph（アレフ）」は札幌市内に2カ所の拠点施設を有し、現在も街頭や書店における声掛け、SNSを利用するなどして、教団名を隠して、ヨーガ教室に勧誘する手法などで新規信者を増やしています。警察では、教団に対する記憶の風化を防止するため、教団の現状等について情報発信しています。



10月
から

後期高齢者医療保険 一部の方の窓口負担割合が変わります

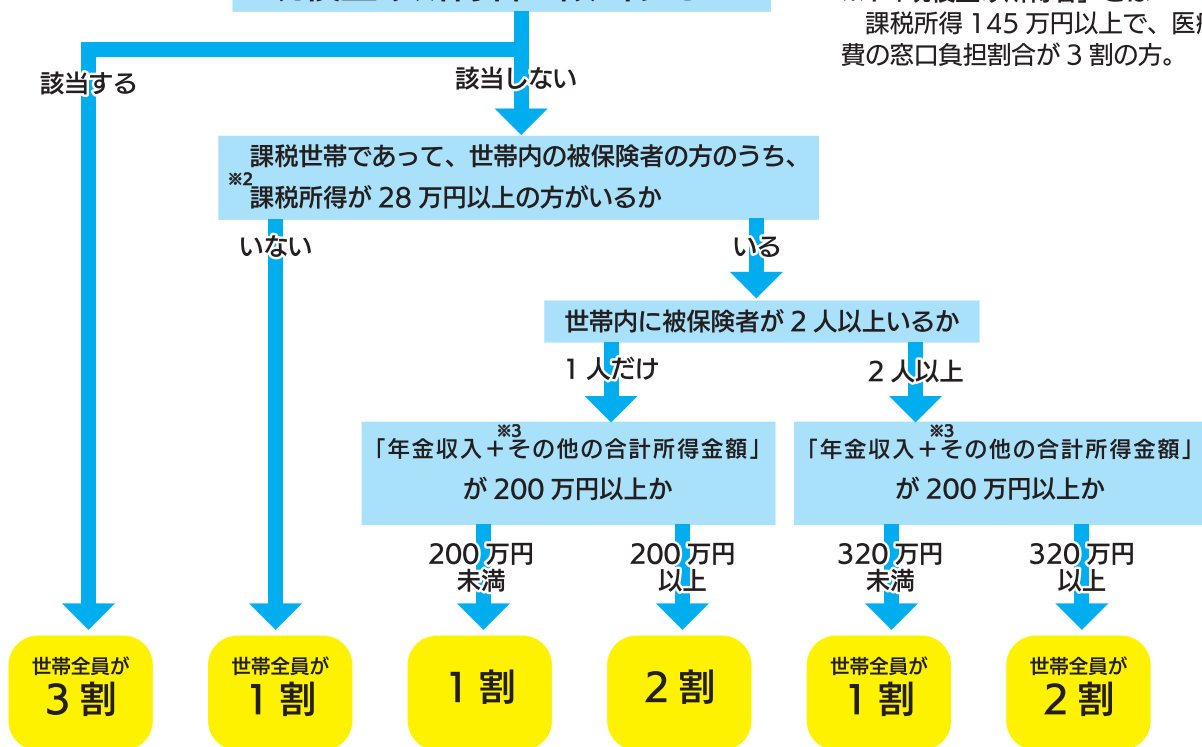
10月1日から、一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が2割になります（※現役並み所得者（窓口負担割合3割）は除く）。世帯の窓口負担割合は、以下の表のとおり後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。判定は、令和3年中の所得をもとに8月頃から可能となり、9月中旬に被保険者証を交付する予定です。詳細は広報誌などで随時お知らせします。

▼問合せ 厚生労働省コールセンター
☎ 0120 - 002 - 719

<受付時間> 月～土曜日 9時～18時
※日曜・祝日は休業
<開設期間> 3月31日（木）まで

※1 現役並み所得者に該当するか

※1「現役並み所得者」とは…
課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。



※2「課税所得」とは…

住民税納税通知書の「課税標準額」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）などを差し引いた後の金額）です。

※3「その他の合計所得金額」とは…

年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

◎自衛官採用案内		平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集	
採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
一般幹部候補生	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上、22歳未満の大卒(見込)含、修士課程修了者等(見込)含)は28歳未満の者)	3月1日(火) ～4月14日(木)	4月23日(土) ・24日(日) ※2次試験有
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	3月1日(火) ～5月10日(火)	5月20日(金) ～29日(日) ※2次試験有
予備自衛官補 ①一般 ②技能	①18歳以上34歳未満 ②18歳以上で国家資格等を有する者 (衛生、語学、整備、情報処理、通信、 電気、建設など)	4月8日(金)まで	4月11日(月) ～4月17日(日) のいずれか1日
江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F(月から金 午前9時～午後5時)			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209			

北海道総合計画を見直しました 2016～2025年度（平成28～令和7年度）

道では、新型コロナウイルス感染症の流行や、デジタル化・脱炭素化といった動きを的確にとらえ、ポストコロナを見すえた新たな北海道が進むべき道筋を道民の皆さんと共有するため、道政の指針となる北海道総合計画を改訂しました。

▼問合せ 道庁計画推進課 概要はこちら→
(☎ 011 - 204 - 5630) (道ホームページ)



後期高齢者医療 高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療保険および介護保険から支給されます。役場の担当窓口への申請手続きが必要です。

- ・後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

※該当と思われる方には、3月下旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに提出してください。

【自己負担限度額表】

計算期間：令和2年8月1日～令和3年7月31日

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

3/31
まで

対象の方はお忘れなく！ 高齢者肺炎球菌予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種は、日本人がかかる肺炎の中で最も多い「肺炎球菌」による肺炎や肺炎の合併症を予防する効果があります。今年度の接種期限は3月31日（木）です。対象となる生年月日の方は接種の機会を逃さないよう、感染症の流行状況に合わせて接種をしましょう。

※新型コロナウイルス感染症予防を目的とした予防接種ではありません。

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば（p.26）に掲載している医療機関で接種が受けられます。
- ・事前に医療機関へ予約が必要です。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。

▼対象者 これまでに1度も肺炎球菌予防接種を受けたことのない人のうち、下記①・②に該当する方。
※誕生日前でも接種できます。接種回数は1回です。

①次の年齢（生年月日）の方

- ・65歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生）
- ・70歳（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生）
- ・75歳（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生）
- ・80歳（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生）
- ・85歳（昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生）
- ・90歳（昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生）
- ・95歳（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生）
- ・100歳（大正10年4月2日～大正11年4月1日生）

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

新型コロナ

感染防止対策協力支援金 【令和4年1～2月分】

■問合せ 商工観光課商工観光係
(☎ 23 - 3129)

右記期間において、北海道からの要請に応じた当別町内の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）等の事業者の方に、協力支援金を支給します。

申請要綱等の詳細は、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【要請期間】

1月27日（木）～2月20日（日）

【申請期限】

3月18日（金）

詳細はこちら→
(町ホームページ)

※2/21（月）～3/6（日）分の申請については、3/7（月）以降に町ホームページに掲載します。

